

公 示

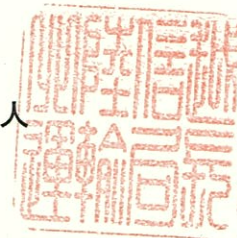
公 示 第 45号

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」(平成11年12月28日付け公示第120号)を別紙のとおり一部改正する。

令和 7年 9月26日

北陸信越運輸局長 佐 橋 真 人



一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について

改 正 後	改 正 前
公 示 公示第 1 2 0 号 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 9 条の 2 第 2 項において準用する法第 9 条第 7 項に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領を下記のとおり定めたので公示する。 記 1. ～ 4. （略） 附 則 （略） 附 則（令和 7 年 9 月 2 6 日付け公示第 4 5 号で一部改正） 1. この公示は、令和 7 年 9 月 2 6 日から適用する。 2. 新たな運賃・料金の実施日までに運送の引受を合意した場合には、契約の締結が実施日以降であっても、従前の運賃・料金を適用することができる。 3. 2 により従前の運賃・料金を適用した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則第 7 条の 2 に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。 4. 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」	公 示 公示第 1 2 0 号 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 9 条の 2 第 2 項において準用する法第 9 条第 7 項に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領を下記のとおり定めたので公示する。 記 1. ～ 4. （略） 附 則 （略）

(令和6年3月1日付け公示第122号)は、令和7年9月25日限り
でこれを廃止する。

別紙1

変更命令の検討を必要としない運賃・料金の範囲

(単位:円)

			基準額
運賃	キロ制運賃(1km 当り)	大型車	160
		中型車	140
		小型車	120
		コピューター車	110
	時間制運賃(1 時間当り)	大型車	7,030
		中型車	5,930
		小型車	5,190
		コピューター車	4,630
料金	交替運転者配置料金	1km 当り	20
		1時間当り	2,470
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(1時間当り)の2割
	特殊車両割増料金		設備や購入価格等を勘案した割増率

別紙1

変更命令の検討を必要としない運賃・料金の範囲

(単位:円)

			下限
運賃	キロ制運賃(1km 当り)	大型車	150
		中型車	130
		小型車	110
		コピューター車	100
	時間制運賃(1 時間当り)	大型車	6,440
		中型車	5,430
		小型車	4,760
		コピューター車	4,240
料金	交替運転者配置料金	1km 当り	20
		1時間当り	2,310
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(1時間当り)の2割
	特殊車両割増料金		設備や購入価格等を勘案した割増率

別紙 2

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法

第 1 ～ 第 6 （略）

別紙 2

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法

第 1 ～ 第 6 （略）